

○ 公認会計士事務にあたっての留意事項について（ガイドライン）

改正後	現 行
<p>1 実務補習・業務補助等関係</p> <p>(1) 実務補習関係  <u>実務補習規則（平成17年内閣府令第106号）第8条第1項に規定する実務補習修了報告書の提出があったときは、実務補習規程の内容を具備しているかどうかを確認すること。（①実務補習の取得単位が実務補習規程に定める単位数に達しているか。②同令第3条第1項第4号に規定する修了考査に合格しているか。）</u></p> <p>(2) 業務補助等関係            イ 期間の確認  <u>業務補助等の期間が、業務補助等に関する規則（昭和25年公認会計士管理委員会規則第7号）第3条に定める期間を満たしているか確認すること。</u>            ロ 資本金5億円以上である法人が、実務従事の対象となる事務を当該法人の属する企業グループ内の他の法人に委託している場合で、当該他の法人に属する申請者が、実質的に当該法人に係る実務従事の対象となる事務に従事していると認められる場合には、当該他の法人の資本金が5億円未満であっても、<u>公認会計士法施行令（昭和27年政令第343号）第2条第3号の条件を満たしているものと扱って差し支えないものとする。</u>            ハ [略]</p> <p>2 監査法人関係  <u>(1) 氏を改めた者の記載方法</u>            公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第20条第1項の届出書若しくは同令第21条第1項の届出書又は同令第60条の申請書若しくは同令第65条第1項の変更登録申請書に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下(1)において同じ。）を記載できる者は、公認会計士名簿（公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第17条に規定する公認会計士名簿をいう。）又は特定社員名簿（法第34条の10の8に規定する特定社員名簿をいう。）に旧氏を記載するための申請を行っている者とする。  <u>(2) 競業禁止関係</u>            監査法人の設立の際において、社員が監査法人の設立前に個人として締結した契約に基づく監査証明業務（実施中の事業年度に係るものに限る。）を引き続き経過的に実施することは、監査証明業務における継続性の観点から、法第34条の14（社員の競業の禁止）の規定に該当しないものとする。            監査法人に社員が新たに加加入する際において、<u>当該社員が監査法人の加入前に個人として締結した契約に基づく監査証明業務についても同様の取扱いとする。</u>  <u>(3) 届出書等の送付</u>  <u>監査法人から公認会計士法施行規則第42条第1項に規定する書類及び添付書類（以下「届出書等」という。）の提出があったときは、財務局長（当該</u></p>	<p>1 実務補習・業務補助等関係</p> <p>(1) 実務補習関係            実務補習修了報告書の提出があったときは、実務補習規程の内容を具備しているかどうかを確認すること。（①補習の取得単位が実務補習規程に定める単位数に達しているか。②<u>実務補習規則</u>第3条第1項第4号に規定する修了考査に合格しているか。）</p> <p>(2) 業務補助等関係            イ 期間の確認            業務補助等の期間が、<u>業務補助等に関する規則</u>第3条に定める期間を満たしているか確認すること。            ロ 資本金5億円以上である法人が、実務従事の対象となる事務を当該法人の属する企業グループ内の他の法人に委託している場合で、当該他の法人に属する申請者が、実質的に当該法人に係る実務従事の対象となる事務に従事していると認められる場合には、当該他の法人の資本金が5億円未満であっても、<u>公認会計士法施行令第2条第3号の条件を満たしているものと扱って差し支えないものとする。</u>            ハ [同左]</p> <p>2 監査法人関係            [加える。]</p> <p><u>(1) 競業禁止関係</u>            監査法人の設立の際において、社員が監査法人の設立前に個人として締結した契約に基づく監査証明業務（実施中の事業年度に係るものに限る。）を引き続き経過的に実施することは、監査証明業務における継続性の観点から、法第34条の14（社員の競業の禁止）の規定に該当しないものとする。            監査法人に社員が新たに加加入する際において、<u>社員が監査法人の加入前に個人として締結した契約に基づく監査証明業務についても同様の取扱いとする。</u>  <u>(2) 届出書等の送付</u>  <u>監査法人に関する内閣府令第7条の規定により届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）の提出があったときは、財務局長は、書類の不備がな</u></p>

監査法人の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長。以下同じ。）は、書類の不備がないかどうかを確認した上で、直ちにその写しを金融庁長官に送付するとともに、その正本を自ら保管するものとする。この場合において、当該監査法人が2以上の財務局若しくは福岡財務支局（以下(3)において「財務局等」という。）の管轄区域内に事務所を設けようとするとき若しくは設けているとき、又は定款変更が主たる事務所を管轄する財務局等の管轄区域外の事務所の新設、移転若しくは廃止に係るものであるときは、当該届出書等の他の写しを関係する財務局長に送付するものとする。

なお、届出書等を受理する際には、届出書等の正本及び写しに接受印を押印する等の方法により、接受した日付を明らかにするものとする。

(4) 計算書類等の送付

法第34条の16の規定により計算書類及び業務報告書（以下「計算書類等」という。）の提出があったときは、書類の不備がないかどうかを確認した上で、その月に提出があったものを取りまとめて、原則として翌月20日までにその写しを金融庁長官に送付するものとする。

なお、計算書類等を受理する際には、当該計算書類等の正本及び写しに接受印を押印する等の方法により、接受した日付を明らかにするものとする。

3 [略]

いかどうかを確認した上で、直ちにその写しを金融庁長官に送付するとともに、その正本を自ら保管するものとする。この場合において、当該届出書等が同令第7条第2項第2号ただし書又は第3号ただし書に規定する場合は、他の写しを関係財務局に送付するものとする。

なお、届出書等を受理する際には、届出書等の正本及び写しに接受印を押印し、接受した日付を明らかにするものとする。

(3) 財務諸表等の送付

法第34条の16の規定により財務諸表及び業務報告書（以下「財務諸表等」という。）の提出があったときは、書類の不備がないかどうかを確認した上で、その月に提出があったものを取りまとめて、原則として翌月20日までにその写しを金融庁長官に送付するものとする。

なお、財務諸表等を受理する際には、届出書等の正本及び写しに接受印を押印し、接受した日付を明らかにするものとする。

3 [同左]